

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		犯罪被害者等の支援の充実				
評価方式		実績評価	政策目標の達成度合い	相当程度進展あり	番号	⑥
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度概算要求額
予算 の 状 況	当初予算（千円）	1,623,149 <115,955,580>	1,741,548 <104,147,348>	1,742,391 <110,563,330>	1,439,148 <116,796,012>	1,339,671 <140,594,358>
	補正予算（千円）	156,743 <48,538,901>	0 <12,706,990>	0 <12,116,438>		
	繰越し等（千円）	0 <27,895,574>	0 <42,746,493>	0 <10,179,006>		
	計（千円）	1,779,892 <192,390,055>	1,741,548 <159,600,831>	1,742,391 <132,858,774>		
	執行額（千円）	1,778,383 <129,590,740>	1,270,269 <139,208,144>	1,239,893 <116,241,880>		
政策評価結果の概算要求への反映状況		既存の施策を引き続き実施すべきであるとされた政策評価結果を踏まえ、犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等の総合的な支援の充実に必要な経費を概算要求した。				

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	犯罪被害者等の支援の充実					番号	⑥	予算額		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項			27年度 当初予算額	28年度 概算要求額	
対応表において●となっているもの	●	1	一般	警察庁	犯罪被害給付費		犯罪被害給付に必要な経費	1,439,148	1,339,671	
	小計								1,439,148	1,339,671
対応表において◆となっているもの										
	小計									
対応表において○となっているもの	○	1	一般	警察庁	科学警察研究所		研究・鑑定等に必要な経費	< 825,816 >	< 825,452 >	
	○	2	一般	警察庁	警察活動基盤整備費		警察活動基盤の整備に必要な経費	< 114,340,927 >	< 138,447,243 >	
	○	3	東日本大震災復興特別	警察庁	治安復興事業費		警察活動基盤の整備に必要な経費	< 825,129 >	< 567,703 >	
	○	4	東日本大震災復興特別	警察庁	治安復興政策費		警察活動基盤の整備に必要な経費	< 804,140 >	< 753,960 >	
	小計								<116,796,012> の内数	<140,594,358> の内数
対応表において◇となっているもの								< >	< >	
								< >	< >	
								< >	< >	
								< >	< >	
	小計								の内数	の内数
合計								1,439,148	1,339,671	
								<116,796,012> の内数	<140,594,358> の内数	

政策評価調書（個別票3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	犯罪被害者等の支援の充実				番号	⑥	(千円)
事務事業名	整理番号		予算額			政策評価結果の反映による見直し額(削減額)	政策評価結果の概算要求への反映内容
			27年度 当初 予算額	28年度 概算要求額	増減		
合計							

平成27年度実績評価計画書(政策評価の事前分析表)

基本目標6 業績目標1

基本目標	犯罪被害者等の支援の充実	政策所管課	給与厚生課、刑事企画課	政策評価実施予定時期	平成28年7月頃															
業績目標	犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実	政策体系上の位置付け	犯罪被害者等の支援の充実																	
業績目標の説明	犯罪被害者等は、犯罪による直接的な被害に加えて、経済的損害、精神的苦痛等の様々な被害を被っており、多様な場面において支援を必要としていることから、犯罪被害者等に対する経済的・精神的支援等の総合的な支援を充実させる。																			
業績指標	達成目標	基準年	達成年	年度ごとの実績値・施策の推進状況(実績)										目標設定の考え方及び根拠						
				項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	22~26年度(平均)	27年度									
					うち法律・政令改正の効果(注1)	うち法律・政令改正の効果	うち法律・政令改正の効果	うち法律・政令改正の効果	うち法律・政令改正の効果	うち法律・政令改正の効果	うち法律・政令改正の効果	うち法律・政令改正の効果								
① 犯罪被害給付制度の運用状況(申請に係る被害者数、支給被害者数、不支給被害者数、裁定金額並びに20年度法律・政令改正に伴う経済的支援の拡充に係る被害者数及び裁定金額)	犯罪被害給付制度を適切に運用する。	22~26年度	27年度	申請	被害者(人)	585	-	652	-	619	-	558	-	531	-	589	-		犯罪被害給付制度の運用状況は、総合的な犯罪被害者支援の推進状況を測る一つの指標となるため。(第二次犯罪被害者等基本計画)	
					(申請件数(件))	(718)		(810)		(729)		(645)		(623)		(705)				
				支給被害者(人)	534	112	663	191	517	135	516	135	503	154	547	145				
				(裁定件数(件))	(641)	(121)	(835)	(209)	(621)	(138)	(597)	(146)	(591)	(157)	(657)	(154)				
				不支給被害者(人)	29	6	52	12	56	21	55	13	56	11	50	13				
				(裁定件数(件))	(32)	(6)	(61)	(12)	(69)	(21)	(65)	(14)	(64)	(12)	(58)	(13)				
				計(人)	563	118	715	203	573	156	571	148	559	165	596	158				
				(裁定件数(件))	(673)	(127)	(896)	(221)	(690)	(159)	(662)	(160)	(655)	(169)	(715)	(167)				
裁定金額(百万円)	1,311	640	2,065	1,142	1,509	889	1,233	620	1,243	700	1,472	798								
注1:「うち法律・政令改正の効果」とは、被害者又は申請者のうち、以下の法律・政令改正により支給額が増額となった者の人数を計上している。																				
<p><20年7月1日から施行された法律・政令改正の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律(平成20年法律第15号) <ul style="list-style-type: none"> ・ 重傷病給付金等について休業損害を加算 ・ 犯罪被害者等が犯罪行為により生じた負傷又は疾病の療養のため、従前その勤労に基づいて通常得ていた収入の全部又は一部を得ることができなかった日がある場合、重傷病給付金及び遺族給付金の額に、休業損害を考慮した額を加算 ○ 犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成20年政令第170号) <ul style="list-style-type: none"> ・ 生計維持関係のある遺族に対する遺族給付金の引上げ ・ 生計維持関係のある遺族に対する遺族給付金の最高額を約1,600万円から約3,000万円に引上げ、平均収入が低い30歳未満の犯罪被害者について最低額を大幅に引上げ ・ 重度後遺障害を負った被害者に対する障害給付金の引上げ ・ 障害等級第1級に該当し、常に介護を要する状態にある犯罪被害者に対する障害給付金の最高額を約1,800万円から約4,000万円に引上げ、平均収入が低い30歳未満の犯罪被害者について最低額を大幅に引上げ 																				
② 犯罪被害者等に対するカウンセリングの実施件数	警察部内カウンセラーの積極的な運用等により、犯罪被害者等に対するカウンセリングを的確に行う。	22~26年度	27年度	警察部内カウンセラーによるカウンセリング実施件数(件)	4,072	3,851	4,576	5,002	4,423	4,385								犯罪被害者等に対するカウンセリングの実施状況は、総合的な被害者支援の推進状況を測る一つの指標となるため。(第二次犯罪被害者等基本計画)		
				部外カウンセラーによるカウンセリング実施件数(件)	451	468	593	353	639	501										

③ 関係機関・団体等との連携状況 (民間被害者支援団体における相談受件数、直接支援件数及び警察からの情報提供件数)	関係機関・団体等と連携し、犯罪被害者支援を適切に行う。警察から関係機関・団体等への情報提供を積極的に行う。	22～26年度	27年度	民間被害者支援団体における相談受件数(件)	22,192	24,649	25,892	24,177	25,445	24,471	民間被害者支援団体との連携の状況は、総合的な被害者支援の推進状況を測る一つの指標となるため。(第二次犯罪被害者等基本計画)		
				民間被害者支援団体における直接支援件数(件)	6,576	7,250	8,088	8,150	8,546	7,722			
				警察からの情報提供件数(件)	606	712	852	899	833	780			
④ 被害者連絡制度(注2)の実施状況	被害者連絡制度を適切に運用する。	22～26年度	27年度	項目	22年	23年	24年	25年	26年	22～26年(平均)	27年	被害者連絡制度の運用状況は、総合的な被害者支援の推進状況を測る一つの指標となるため。(第二次犯罪被害者等基本計画)	
				被害者連絡制度の実施率(%) (注3)	83.6	81.9	78.7	82.5	85.4	82.4			
注2: 身体犯や重大な交通事故事件の被害者又はその遺族に対し、被害者等の意向を踏まえた上で、刑事手続及び犯罪被害者のための制度、被疑者検挙までの捜査状況等について、事件を担当する捜査員が連絡を行う制度。 注3: 割合は、対象事件のうち同制度による連絡を行ったもの。													
⑤ 犯罪被害者に対する公費負担制度の運用状況	犯罪被害者に対する公費負担制度を適切に運用する。	22～26年度	27年度	司法解剖後の遺体修復・遺体搬送件数(件)	7,063	7,745	8,157	7,798	7,668	7,686	犯罪被害者に対する公費負担制度の運用状況は、総合的な犯罪被害者支援の推進状況を測る一つの指標となるため。(第二次犯罪被害者等基本計画)		
				診断書料、初診料、検案書料の支給件数(性犯罪被害に係るものを除く)(件)	5,725	6,202	6,535	6,451	6,702	6,323			
				緊急避妊費用等(診断書料、初診料、検査費用、緊急避妊費用、人工中絶費用)の支給件数(件)	4,357	4,289	4,522	4,445	4,236	4,370			
参考指標				年度ごとの実績値							参考指標の考え方		
				項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	22～26年度(平均)		27年度	
① 刑法犯(過失犯(注4)を除く。)による死者及び重傷者数の数				死者(人)	636	656	586	521	570	594	業績目標をめぐる社会情勢を的確に把握・分析する際の参考指標となる。		
				重傷者(人)	2,624	2,782	2,755	2,745	2,719	2,725			
				合計(人)	3,260	3,438	3,341	3,266	3,289	3,319			
② 交通事故による死者及び重傷者(注5)の数				死者(人)	4,883	4,578	4,438	4,332	4,111	4,468	業績目標をめぐる社会情勢を的確に把握・分析する際の参考指標となる。		
				重傷者(人)	50,647	48,230	45,985	44,280	40,613	45,951			
③ 犯罪被害者等に対するカウンセリング体制の整備状況(警察における臨床心理資格を有する被害相談専門要員の配置数及びその他の被害相談専門要員の配置数)				警察における臨床心理資格を有する被害相談専門要員(人)	84	86	92	70	80	82	総合的な被害者支援の推進状況を測る際の参考指標となる。		
				その他の被害相談専門要員(人)	174	136	91	49	55	101			
④ 指定被害者支援要員制度の運用状況(注6)				項目	22年	23年	24年	25年	26年	22～26年(平均)	27年		
				要員数(人)	31,187	32,403	32,949	33,687	34,234	32,892			
				運用件数(件)	30,396	28,613	33,811	34,126	31,911	31,771			
※ ①、②については、26年度は暫定値 注4: 過失犯とは、過失致死傷、業務上過失致死傷及び失火をいう。 注5: 重傷者とは、全治1か月以上の傷害を負った者をいう。 注6: 専門的な犯罪被害者支援が必要とされる事案が発生したときに、捜査員とは別に指定された警察職員が、各種被害者支援活動を実施する制度。													

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		27年度 概算要求額	関連する 業績指標	達成手段の概要等	平成27年行政事業レビュー	
	25年度	26年度				事業番号	事業名
(1) 被害者支援推進計画の推進	—			①・②・③・④・⑤	「平成27年度犯罪被害者支援推進計画」を策定し、都道府県警察に示すとともに、当該計画に基づく各種支援施策を推進する。	55 56	犯罪被害給付金 犯罪被害者支援経費
(2) 被害者支援活動等に対する適切な評価の実施				①・②・③・④・⑤	犯罪被害者支援に携わる警察職員の士気の高揚を図るため、真に国民のニーズを踏まえた犯罪被害者支援活動及び効果的な施策に対して、表彰を実施する。		
(3) 研修(被害者支援指導専科及び被害者カウンセリング技術上級専科)の実施				①・②・③・④・⑤	警察大学校等において、被害者支援指導専科、被害者カウンセリング技術上級専科といった犯罪被害者支援に関する各種研修を実施する。		
(4) 広報の推進				①・②・③・④・⑤	11月を広報実施月に設定して、犯罪被害者支援活動の周知と参加の促進及び犯罪被害給付制度の周知徹底について、重点的に広報を実施するとともに、年間を通じて、関係機関・団体と連携を図る。	56	犯罪被害者支援経費
(5) 全国被害者支援フォーラム等を通じた民間被害者支援団体との連携の推進				③	民間被害者支援団体等と「全国被害者支援フォーラム2015」を共催するなど、引き続き民間被害者団体との連携を図る。	56	犯罪被害者支援経費
(6) 被害を受けた少年に対する支援の推進(被害少年に対する継続的な支援の推進等)				②・③	少年サポートセンター等において、関係機関・団体と協力し、カウンセリングの実施や少年の家庭環境を始めとする周囲の環境の調整を行うなど、精神面・環境面での継続的な支援を行う。		
基本目標に関する予算額等	基本目標に関する予算額等は、25年度執行額1,270,269千円(139,208,144千円)、26年度当初予算額1,742,391千円(110,563,330千円)、27年度当初予算額1,439,148千円(116,796,012千円)であった(犯罪被害給付費、<)内は複数の政策にわたる経費)。						
業績目標に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○ 「「世界一安全な日本」創造戦略」(25年12月10日閣議決定) Ⅲ 戦略の内容 5 活力ある社会を支える安全・安心の確保 (6) 犯罪被害者等の保護 ○ 「第2次犯罪被害者等基本計画」(23年3月閣議決定) Ⅴ 重点課題に係る具体的施策 第1 損害回復・経済的支援等への取組 第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組 第3 刑事手続への関与拡充の取組 第4 支援等のための体制整備への取組						

平成26年度実績評価書

基本目標6 業績目標1

基本目標	犯罪被害者等の支援の充実					
業績目標	犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実					
業績目標の説明	犯罪被害者等は、犯罪による直接的な被害に加えて、経済的損害、精神的苦痛等の様々な被害を被っており、多様な場面において支援を必要としていることから、犯罪被害者等に対する経済的・精神的支援等総合的な支援を充実させる。					
基本目標に関係する 予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	1,623,149 <115,955,580>	1,741,548 <104,147,348>	1,742,391 <110,563,330>	1,439,148 <116,796,012>
		補正予算(b)	156,743 <48,538,901>	0 <12,706,990>	0 <12,116,438>	
		繰越し等(c)	0 <27,895,574>	0 <42,746,493>		
		合計(a+b+c)	1,779,892 <192,390,055>	1,741,548 <159,600,831>		
	執行額(千円)	1,778,383 <129,590,740>	1,270,269 <139,208,144>			
※ 上段には犯罪被害給付費を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した。						
業績目標に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○ 「世界一安全な日本」創造戦略(25年12月10日閣議決定) Ⅲ 戦略の内容 5 活力ある社会を支える安全・安心の確保 (6) 犯罪被害者等の保護					
	○ 「第2次犯罪被害者等基本計画」(23年3月閣議決定) Ⅴ 重点課題に係る具体的施策 第1 損害回復・経済的支援等への取組 第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組 第4 支援等のための体制整備への取組					

業績指標	業績指標①	基準										実績						
	犯罪被害給付制度の運用状況 (申請に係る被害者数、支給被害者数、不支給被害者数、裁定金額並びに20年度法律・政令改正に伴う経済的支援の拡充に係る被害者数及び裁定金額)	年度別	21年度		22年度		23年度		24年度		25年度		21~25年度(平均)		26年度			
			うち法律・政令改正の効果(注1)		うち法律・政令改正の効果		うち法律・政令改正の効果		うち法律・政令改正の効果		うち法律・政令改正の効果		うち法律・政令改正の効果		うち法律・政令改正の効果			
		申請	被害者(人)	589	—	585	—	652	—	619	—	558	—	601	531	—		
			(申請件数(件))	(719)		(718)		(810)		(729)		(645)		(724)	(623)			
		裁定	支給被害者(人)	538	53	534	112	663	191	517	135	516	135	554	125	503	154	
				(裁定件数(件))	(656)	(56)	(641)	(121)	(835)	(209)	(621)	(138)	(597)	(146)	(670)	(134)	(591)	(157)
			不支給被害者(人)	28	0	29	6	52	12	56	21	55	13	44	10	56	11	
		(裁定件数(件))	(31)		(32)	(6)	(61)	(12)	(69)	(21)	(65)	(14)	(52)	(11)	(64)	(12)		
		計(人)	566	53	563	118	715	203	573	156	571	148	598	136	559	165		
	(裁定件数(件))	(687)	(56)	(673)	(127)	(896)	(221)	(690)	(159)	(662)	(160)	(722)	(145)	(655)	(169)			
	裁定金額(百万円)	1,277	342	1,311	640	2,065	1,142	1,509	889	1,233	620	1,479	727	1,243	700			
※ 26年度は暫定値 (27年4月給与厚生課作成)																		
注1: 「うち法律・政令改正の効果」とは、被害者又は申請者のうち、以下の法律・政令改正により支給額が増額となった者の人数を計上している。																		
<p><平成20年7月1日から施行された法律・政令改正の概要></p> <p>○ 犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律(平成20年法律第15号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 重傷病給付金等について休業損害を加算 犯罪被害者等が犯罪行為により生じた負傷又は疾病の療養のため、従前その勤務に基づいて通常得ていた収入の全部又は一部を得ることができなかった日がある場合、重傷病給付金及び遺族給付金の額に、休業損害を考慮した額を加算 <p>○ 犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成20年政令第170号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 生計維持関係のある遺族に対する遺族給付金の引上げ 生計維持関係のある遺族に対する遺族給付金の最高額を約1,600万円から約3,000万円に引上げ、平均収入が低い30歳未満の犯罪被害者について最低額を大幅に引上げ 重度後遺障害を負った被害者に対する障害給付金の引上げ 障害等級第1級に該当し、常に介護を要する状態にある犯罪被害者に対する障害給付金の最高額を約1,800万円から約4,000万円に引上げ、平均収入が低い30歳未満の犯罪被害者について最低額を大幅に引上げ 																		
達成状況:○	達成目標	犯罪被害給付制度を適切に運用する。																
業績指標②	基準										実績							
犯罪被害者等に対するカウンセリングの実施件数	項目	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	21~25年度(平均)	26年度										
	警察部内カウンセラーによるカウンセリング実施件数(件)	4,090	4,072	3,851	4,576	5,002	4,318	4,423										
	部外カウンセラーによるカウンセリング実施件数(件)	458	451	468	593	353	465	639										
※ 26年度は暫定値 (27年4月給与厚生課作成)																		
達成状況:◎	達成目標	警察部内カウンセラーの積極的な運用等により、犯罪被害者等に対するカウンセリングを的確に行う。																

業績指標③	基準							実績
	項目	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	21～25年度(平均)	26年度
関係機関・団体等との連携状況(民間被害者支援団体における相談受理件数、直接支援件数及び警察からの情報提供件数)	民間被害者支援団体における相談受理件数(件)	19,519	22,192	24,649	25,892	24,177	23,286	25,445
	民間被害者支援団体における直接支援件数(件)	4,779	6,576	7,250	8,088	8,150	6,969	8,546
	警察からの情報提供件数(件)	542	606	712	852	899	722	833
※ 26年度は暫定値								(27年4月給与厚生課作成)
達成状況:○	達成目標	それぞれの指標について最近の増加傾向を維持する。						

参考指標①	項目	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	21～25年度(平均)	26年度
刑法犯(過失犯(注2)を除く。)による死者及び重傷者の数	死者(人)	714	636	656	586	521	623	570
	重傷者(人)	2,598	2,624	2,782	2,755	2,745	2,701	2,719
	合計	3,312	3,260	3,438	3,341	3,266	3,323	3,289
※ 26年度は暫定値								(27年4月捜査支援分析管理官作成)
※ 21年度から24年度までの数値は26年8月1日現在の統計等を基に作成している。								
注2: 過失犯とは、過失致死傷、業務上過失致死傷及び失火をいう。								
参考指標②	項目	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	21～25年度(平均)	26年度
交通事故による死者及び重傷者(注3)の数	死者(人)	4,944	4,883	4,578	4,438	4,332	4,635	4,111
	重傷者(人)	53,240	50,647	48,230	45,985	44,280	48,476	40,613
※ 26年度は暫定値								(27年6月交通企画課作成)
注3: 重傷者とは、全治1か月以上の障害を負った者をいう。								
参考指標③	項目	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	21～25年度(平均)	26年度
犯罪被害者等に対するカウンセリング体制の整備状況(警察における臨床心理資格を有する被害相談専門要員の配置数及びその他の被害相談専門要員の配置数)	警察における臨床心理資格を有する被害相談専門要員(人)	84	84	86	92	70	83	80
	その他の被害相談専門要員(人)	185	174	136	91	49	127	55
※ 26年度は暫定値								(27年4月給与厚生課作成)
参考事例	性的虐待の被害を受けた少年に対し、被害少年カウンセリングアドバイザーの助言を活用したカウンセリング等、約5年間の長期にわたり、自立に向けた継続的な支援を実施したところ、当初はなかなか心を開けなかった同少年は、言葉で自身の気持ちを表現するようになり、また、志望校に合格することができた。							

業績目標達成のために行った施策	○ 被害者支援推進計画の推進【行政事業レビュー対象事業:62 犯罪被害給付金、63 犯罪被害者支援経費】 「平成26年度警察庁犯罪被害者支援推進計画」を策定し、都道府県警察に示すとともに、当該計画に基づき各種支援施策を推進した。
	○ 被害者支援活動等に対する適切な評価の実施 犯罪被害者支援に携わる警察職員の士気の高揚を図るため、真に国民のニーズを踏まえた犯罪被害者支援活動及び効果的な施策に対して表彰を実施した。
	○ 研修(被害者支援指導専科及び被害者カウンセリング技術初級専科)の実施 警察大学校等において、被害者支援指導専科、被害者カウンセリング技術初級専科といった犯罪被害者支援に関する各種研修を実施した。
	○ 広報の推進【行政事業レビュー対象事業:63 犯罪被害者支援経費】 11月を広報実施月に設定して、犯罪被害者支援活動の周知と参加の促進及び犯罪被害給付制度について、重点的に広報を実施するとともに、年間を通じて、関係機関・団体と連携を図った。
	○ 全国被害者支援フォーラム等を通じた民間被害者支援団体との連携の推進【行政事業レビュー対象事業:63 犯罪被害者支援経費】 民間被害者支援団体等と「全国被害者支援フォーラム2014」を共催した。
	○ 被害を受けた少年に対する支援の推進(被害少年に対する継続的な支援の推進等) 少年サポートセンター等において、関係機関・団体と協力し、カウンセリングの実施や少年の家庭環境を始めとする周囲の環境の調整を行うなど、精神面・環境面での継続的な支援を行った。

各行政機関 共通区分	○:相当程度進展あり
目標の達成状況	<p>業績指標①については、26年度中の裁定金額は、過去5年間の平均値と比較して16.0%減少したものの、26年度中の申請被害者数及び支給被害者数は、過去5年間の平均値と比較した減少率がいずれも15%以内にとどまったこと、20年の法令改正による効果がみられたことを勘案すれば、犯罪被害給付制度はおおむね健全に機能していると認められることから、目標をおおむね達成した。</p> <p>業績指標②については、26年度中の警察部内カウンセラーによるカウンセリング実施件数(4,423件)及び部外カウンセラーによるカウンセリング実施件数(639件)は過去5年間の平均値(それぞれ4,318件、465件)を上回ったことから、目標を達成した。</p> <p>業績指標③については、26年度中の警察からの情報提供件数(833件)は、21年度から25年度の数値に係る回帰直線(分布している数値の傾向を示す直線)上の26年度の値(1,010件)を17.5%下回ったものの、民間被害者支援団体における相談受理件数(25,445件)及び民間被害者支援団体における直接支援件数(8,546件)は、21年度から25年度の数値に係る回帰直線上の26年度の値(それぞれ27,191件、9,445件)との差が10%以内にとどまったことから、目標をおおむね達成した。</p> <p>したがって、業績目標については、「相当程度進展あり」と認められる。</p>

評価の結果	達成状況の分析	<p>業績指標①については、上記の「業績目標のために行った施策」のうち、被害者支援推進計画の推進及び被害者支援活動等に対する適切な評価の実施等により、適切な犯罪被害給付制度の運用が図られたこと等が、目標の達成におおむね有効に寄与したと考えられる。</p> <p>業績指標②については、上記の「業績目標のために行った施策」のうち、研修(被害者支援指導専科及び被害者カウンセリング技術初級専科)の実施、被害を受けた少年に対する支援の推進等により、支援活動の高度化や、犯罪被害者等のニーズに応じたきめ細やかな支援を図ったこと等が、目標の達成に有効に寄与したと考えられる。</p> <p>業績指標③については、上記の「業績目標のために行った施策」のうち、広報の推進、全国犯罪被害者支援フォーラム等を通じた民間被害者支援団体との連携の推進により、犯罪被害者等の利便性が向上したほか、社会における犯罪被害者等に対する理解の促進が図られたこと等が、目標の達成におおむね有効に寄与したと考えられる。</p>	
	目標の達成状況及びその分析を踏まえた総括	目標の見直しの方向性	<p>【業績目標】 今後も、犯罪被害者等の支援の充実を目指すため、犯罪被害者給付制度の適切な運用等が必要であることから、引き続き、現在の業績目標を27年度の業績目標として設定する。</p> <p>【業績指標及び達成目標】 犯罪被害者支援の充実についてより具体的に評価するため、現在の業績指標に加え、「被害者連絡制度の実施状況」及び「犯罪被害者に対する公費負担制度の運用状況」を新たに設定し、適切に運用することを達成目標とする。</p>
	評価の結果の政策への反映の方向性	【引き続き推進】 引き続き、民間被害者支援団体等の関係機関・団体と連携を図るとともに、特に、犯罪被害者等に対するカウンセリングの更なる充実を図るため、適任者の確保、研修の充実等について、都道府県警察に対する必要な指導を行う。	

学識経験を有する者の知見の活用	27年6月16日に開催した第30回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「平成26年度における犯罪被害給付制度の運用状況について」(27年4月警察庁長官官房給与厚生課) ○ 「犯罪統計書」(21～25年)(警察庁) ○ 「交通事故統計年報」(警察庁交通局)
---------------------------	--

政策所管課	給与厚生課	政策評価実施時期	26年4月から27年3月までの間
-------	-------	----------	------------------